

越前町議会・令和6年6月定例会一般質問【高田浩樹議員】

(令和6年6月5日 午前10時55分 開始)

○7番(高田浩樹君) このたびは、新副町長、新教育長、初めての新体制での議会だと思
います。また、これからも我々、行政と議会の両輪として切磋琢磨、いろいろと協力
またしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づき、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

最初に、空き家対策について、テーマに質問をしていきたいと思っております。

昨年の6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、次から
は長いので改正空家法と呼ばせていただきます、が公布され、それに伴い、今年の3
月越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例の一部が改正され、4月
から施行されました。

条例の施行より一足早く3月に、第2期越前町空き家等対策計画が策定されてお
ります。法律及び条例の改正、第2期計画策定により、今年度より当町での空き家対策、
これにも変化が生じてくると考えられます。

まず、当町の空き家等の状況、これについてお聞きしていきたいと思っております。

この第2期空き家等対策計画によりますと、2016年639軒あった空き家が2
019年773軒まで増加しました。それから、直近の2023年には732軒と減
少傾向に転じております。この計画の将来推計を見ますと、約10年後の2035年
には793軒と再び増加に転じる見込みになっております。このような空き家の総数、
これはとても重要であるんですけども、それとともに、この中での老朽度、これも
重要であります。この計画では、老朽度の判定をAからDの4段階で行っております。
A・Bを優良空き家、C・Dを不良空き家と定義しておりますけれども、これまでの
老朽度の構成、これらの変遷、今後の想定について伺いたいと思っております。

○議長(佐々木一郎君) 建設理事。

○建設理事(原 雅哉君) 建設理事、原です。

それでは、高田議員のご質問にお答えいたします。

2019年度の空き家実態調査では、本町全体で空き家が773軒あり、そのうち
そのまま使用可能なA判定、若干の修繕が必要なB判定の優良空き家が591軒で7
6.5%、かなり修繕が必要なC判定及び腐食して危険なD判定の不良空き家が18
2件で23.5%を占めています。不良空き家となるC・D判定につきましては、2
021年度23.2%、2022年度、2023年度はともに23.1%で横ばい傾
向にございますが、空き家の総数は今後緩やかな増加傾向になると予想されるため、
それに伴い、C・D判定の不良空き家も増加することが見込まれています。

以上です。

○議長(佐々木一郎君) 高田浩樹君。

○7番(高田浩樹君) 空き家の構成の傾向としては、4分の1ほどの比率でずっと推移し
ていって、一方、総数が増えるから不良空き家の全体の数も増えるんだというご答弁
だったと思うんですけども、この従来の空家法、第1期の当町の空き家等対策計画、
これにおいて特定空き家、これの対応について、特に重視されていた面があるかと思
うんですけども、この特定空き家についてこれまでと今後の傾向について伺います。

○議長(佐々木一郎君) 建設理事。

○建設理事(原 雅哉君) 建設理事、原です。

特定空き家は放置すれば倒壊するなど、保安上著しく危険となるおそれのある空き家であり、2016年から32軒を認定し、これまでに25軒除却いたしました。残る7軒につきましては、引き続き所有者等に対し粘り強く働きかけていきます。

今後の傾向といたしましては、人口減少による空き家総数の緩やかな増加に伴い、特定空き家の増加が予想されています。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） またこれも、総数が増えるから特定空き家も増えるんだという話だと思います。

ただ、これまでの特定空き家の取組み、働きかけに関しては、所有者の方などのご尽力、また当町の取組み、様々な働きかけにより着実に減少してきていると考えられます。これからも増加が予想される。さらに当町での取組みも働きかけも大切になると考えられます。このような特定空き家の取組みというのも大事なんですけども、今回の改正空家法、これにおきまして、特定空き家等になるおそれのある管理不全空き家等に関する規定が新設されました。それに伴い、それを主に伴って、ほかの理由もあるんですけども、当町の空き家等対策条例の一部が改正され、今年度より施行されること、現時点で施行されております。この条例では、管理不全空き家の定義がなされ、所有者等の責務が追加され、当町による管理不全空き家の認定、それに対する指導、勧告などの措置などについて新たな規定、そういったことが盛り込まれました。

したがって、今年度より、当町において、管理不全空き家の認定及び措置、そういったことの対応、それらが求められることになると思うんですけども、どのように実施していくのか、概要について伺います。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） 建設理事、原です。

改正空家法により、そのまま放置すれば、特定空き家になるおそれがある空き家は管理不全空き家として指導、勧告が可能となりました。また、今回の法改正では所有者等に対し勧告を行うことで、固定資産税の住宅用地特例措置から除外をされます。このことを踏まえ、町の関係各課との連携の下で、所有者等による主体的な管理不全対策を促していきます。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） まず、この管理不全空き家を、どう認定するかというのがまず一番大切やと思うんですけども、この認定の在り方、当町でこの認定の在り方についてお聞きしたいんですけども。それとともに、当町での空き家等対策計画、先ほどから話しています不良空き家と言われるC・D判定の空き家、これとの関連です、管理不全空き家との、を含めて、見込み数、そういったことも含めて伺いたいと思います。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） 建設理事、原です。

町では、今年度よりC・D判定の空き家のうち、町民などからの苦情、または相談を受けた空き家から順次職員による現地調査、場合により周辺住民や区長等に対する聞き取りなど、所有者等を把握するための調査を行い、確定したものから越前町空き家等対策協議会で管理不全空き家に認定していく予定です。

C・D判定の空き家は大規模修繕を要する、または腐食して危険な空き家になりますので、管理不全空き家との関連性は十分にあると考えております。

管理不全空き家の見込み数につきましては、2023年度のCD判定169軒のう

ち特定空き家が7軒ございますので、残る空き家の中で現状のまま放置された空き家が管理不全空き家になるものと考えています。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 今、大まかな認定のフローについて教えていただいたんですけども、また、どれぐらいがマックスかというのも今ので大体分かったんですけど、本当にこれからなんだと思うんです。今年度から認定が進んで、どれぐらいになるか、徐々に明らかになっていくと。

また、そういった認定措置などをどのようにしていくかというのを注視していきたいと思うんですけども。時代の流れの中、社会情勢が変化していく中で、それらに応じて法律が改正されると。今回の法律改正もそうだったと思うんですけども、またそれに伴い条例が改正される。それを実施していくための計画を策定したり、改定していくということが通常の流れだと思うんですけども、第2期空き家等対策計画、これは今回の条例が改正される、実質的に前に改定されています。ですので、改正空家法に関しては踏まえているんですけども、条例改正後の計画という位置づけではないので、あとまた実施状況を踏まえた計画でもありません。特に重要な管理不全空き家の対策の取組みのガイドライン、アクションプランに関してはそういった背景もあるのか、この計画の中に今一つ踏み込めていないという印象があります。

計画の策定に当たって、当初からの予定とかスケジュールリング、こちらの旧空き家の計画では、必要に応じてということで2022年ぐらいにちょっと考えているっばいんですけども、今回のこの改定の理由を見ますと、制度が変わったと、改正空家法を踏まえているということは書いてあるんですけども、この総合振興計画、これに間に合わせるといふ、これとの多分整合性を図るといふことで、こういった今回スケジュールリングになったのかなと思います。なので、また動静というか、根拠はある、今回の改定の流れではあるんですけども。ただ、実質としてちょっと物足りない印象のある計画内容になっております。そういった予算の執行の都合もあったのかもしれないし、そういったいろんな様々な上位計画との関連性もあったとは思いますが、長期にわたる計画でもありますし、公開されることを前提に、5月の広報に概要版が一緒に入っていたんですけども、公開される前提での計画でもあります。

空き家対策は、行政と消費者の方、直接的な関わりが非常に濃いものでありますので、当該この計画が行政の取組み、消費者の方にとってどういったことを求めているのか、どういったことがあるのか、そういったことを理解していただく計画、一助になりますし、また行政が取り組む上で様々な実施していく上でのガイドラインであったり、様々なアクションプランのそういった具体的な実施の根拠になり得るものであります。

今回、条例改正と計画策定とのタイミングがそんなに離れていないのであれば、改正した条例を踏まえて、また実施状況を鑑みてから作成しても遅くなかったんじゃないかなと思います。より踏み込んだ実用的なプラン、そういったものができたんじゃないかなと。ちょっと内容がちょっと薄い気がしますので、なお、そういうふうに思いました。ただ、様々な兼ね合いもあってのことだとは思いますが、

また、今後もほかの個別計画に関して、特に住民の方との関わりが深いプランに関しては様々な条件は、前提はあるのかもしれませんが、そういったことも踏まえて検討していただきたいと思っております。

次ですけども、当町の人口動態、また様々な社会情勢が変化していく中で、空き家との関連において、現段階で見えている課題それらの対策で何が重要なのかを町長に所見を伺います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

まず、現段階での課題についてお答えをいたします。

少子高齢化、人口減少が今後加速度的に進行する中、同時に問題となるのが空き家の増加です。適切な管理下でない空き家は防災、防犯、衛生、景観など、地域住民の生活環境に様々な影響を及ぼします。越前町では、2016年1月から越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例を施行し、越前町空き家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制や適正な維持管理、有効活用や解体を促進するための老朽空き家に対する補助制度を充実してまいりました。

1つ目の課題としては、空き家空き地情報バンクの登録件数が2024年4月現在で空き家21軒、空き地3件と少ないことです。2つ目の課題は相続問題や所有者不明の土地、建物の問題、解体費用の理由などで老朽空き家などの解体が進まないことです。これらの課題に対しましては、流通や利活用を促進するため、さらに空き家・空き地情報バンクの登録を促進してまいります。また、特定空き家予備軍となる管理不全空き家の発生を抑制するため、利用目的のない空き家を流通、利活用させる空き家を使う取組みをしっかりと進めてまいります。

老朽空き家などの解体が進まない課題に対しましては、昨年度より、解体補助の対象に家財道具の処分費用を上乗せし、制度を拡充しております。

また、今回の法改正により、管理不全空き家として勧告された宅地については固定資産税の住宅用地特例措置から除外されることや不動産登記法の改正により、2024年4月から相続登記が義務化されたことなども併せて所有者等に対し、空き家に関する情報を周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 今、課題として挙げられていた相続問題、所有者不明の土地、建物の問題などの解体が進まないということを挙げられていたんですけども、これらのことは特に時間が経てば経つほど、代が変わっていけばいくほど、問題がより複雑化していく、そういったことが想定されるんですけども、このようなことを踏まえて、今後、こういった空き家対策を進めていくのか、町長に伺います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） 町では、町民対象の住まいの終活講座を開催するほか、各コミュニティセンターや社会福祉協議会等に空き家のパンフレットを用意して意識啓発活動を行っています。今後は「空き家にしない。空き家を使う。空き家を壊す。」の3本柱で所有者等が苦慮されている空き家に関する幅広い相談に応じながら、2024年3月策定の第2期越前町空き家等対策計画に基づき、町民が安全で安心な暮らしができるよう関係団体と連携しながら空き家対策を推進してまいりたいと思います。

そして、先だって、5月31日に古民家再生協会のアドバイザーである井上氏が当町においでいただきました。この方は内閣府の歴史的資源を通じた観光のまちづくり専門家会議の専門員であり、また総務省の地域創生アドバイザーでもある、空き家に対しましては非常な高度な知識を有する専門家でもありまして、そのときにお話をいただきまして、これからの空き家、また古民家再生の話などを伺いながら、大変参考になったこともありますし、また国の制度等にも大変精通していらっしゃる方ですので、今後とも連絡をしながら、また相談をしながら、アドバイスを受けて、また町の空き家に対することを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 今、町長がおっしゃられた取組み、非常に大切やとも思いますし、また本当に重要だと思うんですけども、今回の法律とか条例の改正、これは空き家等の所有者の立場から見れば、管理責任、またペナルティー、こういったものがこれまで以上に強くなった。その一方で行政の介入権限が強化された。このように見受けられる、見受けられるだけじゃなく、実際そうなんですけれども。そういうことに制度的にはなっていくということになるんだと思うんですけども、このような背景もありまして、所有者側としてはこれまで以上に何とかしようという思いというのは出てくるとは思うんですけども、あと一步、支援があればというケースもあると考えられます。当町では、先ほどのご答弁の中にもあった、解体補助の対象に家財道具の処分費を上乗せする制度、これは本当にすばらしい制度でとても有効な制度だと思うんですけども、また、今後も地域の状況、所有者さんの声などを聞きながら支援制度の検討、必要に応じた支援の実施を要望いたします。

次のテーマですけれども、熊などの出没と対策について質問をしていきたいと思えます。

当町では、近年になり、そしてまた特に今年に入ってから、熊の出没に関して注意喚起が防災無線で頻繁に行われております。昨日もありました。それ以外でも、猿、イノシシ、鹿、こういった動物の出没、近年では海でイルカの見撃情報が相次ぐ、そういったこともありました。これらのことは町民の方々の日常生活、また産業や観光、様々な面で影響を及ぼしています。

そこで、近年における熊、猿、イノシシ、鹿、イルカに関しての推移、傾向、事案等々、それらに関しての対策について伺います。

○議長（佐々木一郎君） 産業理事。

○産業理事（水島博之君） 産業理事、水島。

それでは、お答えいたします。

最初に熊についてですが、個体数調査がされていないため、町内の生息頭数は不明ですが、2023年度の見撃件数13件に対し、今年に入って既に昨日現在で17件の見撃情報が寄せられており、人身被害は発生していませんが、人の生活エリアでの出没は増加しております。対策については見撃情報があった場合には、学校や保育所など関係機関と情報を共有し、現地パトロールや防災無線により地域住民の注意喚起を行っています。

次に、猿についてですが、主に越前町、鯖江市、越前市を周回している越前B群と呼んでいる群れについて、2014年度に63頭が確認されており、その後関係市町による捕獲で2021年度には28頭まで減少しています。2023年度においても7頭を捕獲しており、現在は約25頭程度となっています。被害の状況については野菜や果樹の食害に加えて、家屋侵入が複数件報告されており、悪質で危険性が高くなってきている状況です。

対策については、関係市町において、モニタリングを実施し、群れの個体を減らすだけでなく、無作為な捕獲により、群れを分裂させないように、悪質な個体を捕獲することで危険性を低下させるよう関係市町で協力して実施しています。

また、住民からの通報に加えて、サルどこネットの情報により出没集落に出向き、ロケット花火等による追い払い活動を実施しています。

次に、鹿、イノシシについてですが、町内の生息頭数は不明ですが、いずれもここ数年の捕獲頭数から推測しますと、増加傾向にあると思われます。被害の状況は、主に水稻の食害であり、イノシシの被害については一旦豚熱の影響により減少しました

が、近年は再び増加傾向にあります。鹿の被害についてはここ数年横ばいとなっています。対策については、町の猟友会による捕獲実施隊を編成し、2023年度においてはイノシシ336頭、鹿414頭を捕獲しています。また防除対策として電気柵をはじめとした侵入防止策の整備を集落に対して支援しています。

最後に、イルカについては、2022年度に長須浜海水浴場と米ノ海水浴場でダイバーがかまれ負傷した事例があり、今年も越前漁港内での目撃情報がありました。対策としては、注意看板を海水浴場に設置し、防災無線により注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 今、全ての動物、全てというか、大体の動物に関しての実態と対策について全て教えていただきました。簡潔にまとめていただき、大変分かりやすかったです。ありがとうございます。

ただ、今その中で、特に熊です。町内の生息頭数は不明と、熊の性質上なかなかこれは分からないと、町内と言えるか言えないかも分からないというところなんだとは思いますが、どう定義していいか分からないのですけれども、分からないと。昨年13件の目撃件数やったのが17件、私が通告書で出したときには多分10件なかったぐらいやったと思うのですが、もうそこから既にここ数週間の間で目撃情報が増えている。本当に最近ちょっとよくこの辺りでいるんだなということを今実感しております。人身被害こそ発生していないのですが、人の生活エリアでの出沒、これが増えているというお話でした。この熊の目撃情報が増えて、地域によっては近くにいる。出沒の可能性がある。こういったことは町民の方々の日常の暮らしに大きく影響し得るものであります。このようなことから、町民の方々の不安軽減を含め、今後どのような対策をしていくのか、町長に伺います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

熊対策ですが、先ほど申し上げました注意喚起のほかに猟友会と連携して現地の状況調査やパトロールを行い、必要に応じて再出沒しないよう追い払いを実施しています。県では今年の4月に環境省が熊類を指定管理鳥獣とする法令改正を受けて、個体数調査などを実施し、ツキノワグマ管理計画を2024年度中に策定すると伺っております。

また、町の猟友会においては、熊捕獲技術の講習会を予定しておりますが、熊はほかの野生動物に比べ繁殖力が弱いため、国は捕獲に偏らない対策が必要としており、町としましては、県の策定する管理計画を注視しつつ、人の生活圏への出沒防止対策として、山際の緩衝帯整備に対する支援を継続し、熊誘因物の放任果樹等の伐採に対する支援制度も集落へ周知していきます。

また、今年越前市が行う予定の住宅地における熊出沒対策訓練を視察し、当町における実施も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 熊の出沒、昨年と比較してすごく増えているというのはこれはもう越前町だけの出来事ではなくて、県内、近隣市町も同じような今状況で、取り急ぎ対策を講じているという状況であると今の町長の答弁からも考えられるのですが、当町において、越前市が行う対策、訓練の視察であったり、様々なこれからのことを考えていくということでありました。本当に急な、今年に入り、特に重要な対策の一

つになってきたのではないかと考えられます。

生活しているエリアに熊が出没していく、繰り返しになりますけれども、そのような可能性がある。そういった地域にお住まいの町民の方々にとって、それはとても不安や恐怖を感じることであります。

町民の方々が安心して暮らせるという観点から、先ほどおっしゃられたような対策、また場合によっては具体的な対応、そういったものをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

(午前11時27分終了)